

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)
地域名 (地域内農業集落名)	神子区 (湯田原・櫃ヶ迫・大野・上下大迫・高嶺・中間・新田・栗野・柳野・大俣)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	62.39 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	58.15 ha
② 田の面積	59.99 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.40 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.30 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	37.32 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	11.64 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	8.64 ha
(備考) ※ 担い手における区域内の経営面積は特定できないため、全体の経営面積で記載する。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

水稻栽培を中心とした兼業農家がほとんどであり、高齢化の進行による農地の荒廃化が懸念されることから、担い手農家への農地集積や農作業の受委託等により担い手の育成を推進していくことが課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・生産牛や肥育牛などの畜産農家との連携を図り、耕畜連携による自給粗飼料の確保に向けた飼料作物(WCS)生産に向けた検討を図る。→取組中
- ・米の品質向上、収量を上げる。同時に米に替わる作物を町の重点推進品目を中心に検討し作付けを行う。(重点推進品目:野菜8品目・果樹6品目)
- ・地域計画を策定し、定期的な見直しを行うとともに、引き続き地域農業のあり方を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業を活用する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30.49	%	将来の目標とする集積率
			40.00 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積・集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・担い手(認定農業者、農作業受託組織等)への農作業委託及び農地集積を進める。→取組中 ・地区内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。→取組中
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地の貸し借りは原則として農地中間管理事業を活用する。 ・離農、リタイアする場合は原則として農地を農地バンクへ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
農道、水路、暗渠排水等の整備事業を推進する。→取組中(北薩地域振興局 整備課へ申請)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
農業後継者等の育成・確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
農作業委託は種子アグリサービスやさつま地域農業管理センターを活用し作業の効率化・経費節減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①有害鳥獣対策に共同で取組み、経営を安定させる。→研修会等へ参加し取組中				
①補助事業等を活用し、地域ぐるみでワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置を推進していく。				
③スマート農業機器の導入を推進することで、省力化を図り更なる規模拡大につなげる。				
⑤果樹栽培については、単収の増加や面積拡大を推進する。				
⑦中山間地域等直接支払い制度などを活用し、草刈り、水路整備を行う。→進捗中				
⑦中山間直払事業対象地区における農業生産活動の維持に努める。				
⑧中山間直払交付金や多面事業交付金を活用して、農業用施設の保全・維持管理を進める。				
⑨竹林改良を行い筍の生産を推進する。→進捗中				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託 面積	経営作物等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稻	4.0 ha	ha	水稻	7.0 ha	ha	A1	
認農		生産牛40 水稻 飼料作物	4.0 ha 2.5	ha	生産牛40 水稻 飼料作物	4.0 ha 3.5	ha	A2	
認農		いちご 水稻 野菜 香酸柑橘類	0.13 0.3 ha 0.2 0.1	ha	いちご 水稻 野菜 香酸柑橘類	0.13 0.3 ha 0.2 0.1	ha	A3	
利用者		水稻	7.7 ha	ha	水稻	15.0 ha	ha	A4	
認農		生産牛12 水稻 飼料作物 WCS	4.0 ha 1.5 1.2	ha	生産牛13 水稻 飼料作物 WCS	4.0 ha 1.5 1.1	ha	A5	
利用者		生産牛1 水稻 飼料作物	1.8 ha 1.0	ha	生産牛2 水稻 飼料作物	3.0 ha 1.0	ha	A6	
利用者		生産牛18 水稻 飼料作物	0.43 ha 2.45	ha	生産牛25 水稻 飼料作物	0.63 ha 3.0	ha	A7	

利用者		ゴーヤ 小松菜 人参 大根 その他野菜	0.1 0.2 0.13 ha 0.1 0.6	ha	ゴーヤ 小松菜 人参 大根 その他野菜	0.2 0.3 0.4 ha 0.2 0.6	ha	A8	
認農		水稻	6.0 ha	ha	水稻	8.0 ha	ha	A9	
認農 法広		繁殖豚 種豚 32,360	ha	ha	繁殖豚 種豚 35,507	ha	ha	A10	
認農		水稻 筍	5.0 0.6 ha	ha	水稻 筍	9.0 1.6 ha	ha	A11	
認農		水稻	9.0 ha	ha	水稻	11.0 ha	ha	A12	
認農 法		水稻 馬鈴薯(春) 馬鈴薯(夏) 里芋 スイートコーン WCS	6.0 1.0 0.2 0.15 ha 0.12 2.2	ha	水稻 馬鈴薯(春) 馬鈴薯(夏) 里芋 スイートコーン WCS	10.0 0.2 0.2 0.15 ha 0.12 2.2	ha	A13	
利用者		生産牛6 水稻	2.0 ha	ha	生産牛10 水稻	3.0 ha	ha	A14	
利用者		水稻	2.3 ha	ha	水稻	3.0 ha	ha	A15	
利用者		水稻 サトイモ	5.0 0.5 ha	ha	水稻 サトイモ	7.0 0.6 ha	ha	A16	
認農		生産牛60 飼料作物	10.0 ha	ha	生産牛100 飼料作物	10.0 ha	ha	A17	
認農		ブロイラー 89,000×5	ha	ha	ブロイラー 89,000×5	ha	ha	A18	
認農		水稻 かぼちゃ	7.0 0.7 ha	ha	水稻 かぼちゃ	12.0 0.7 ha	ha	A19	
認農		生産牛27 水稻 飼料作物 WCS	3.5 3.0 ha 2.6	ha	生産牛30 水稻 飼料作物 WCS	4.5 3.0 ha 3.0	ha	A20	
認農		生産牛12 水稻 飼料作物 WCS	1.0 2.0 ha 2.0	ha	生産牛15 水稻 飼料作物 WCS	1.0 2.5 ha 2.5	ha	A21	柏原区
認農		水稻 春かぼちゃ 秋かぼちゃ ジャンボインゲン	7.5 0.1 ha 0.1 0.02	ha	水稻 春かぼちゃ 秋かぼちゃ ジャンボインゲン	7.5 0.1 ha 0.1 0.02	ha	A22	柏原区
認農		水稻	5.8 ha	ha	水稻 筍	6.0 ha	ha	A23	鶴田区
計	23経営体		117.83 ha	0 ha		155.15 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は
 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
 を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
 経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
 てください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	神子アグリサービス	耕起・田植・防除・収穫	水稻
	さつま地域農業管理センター	基幹作業全般	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

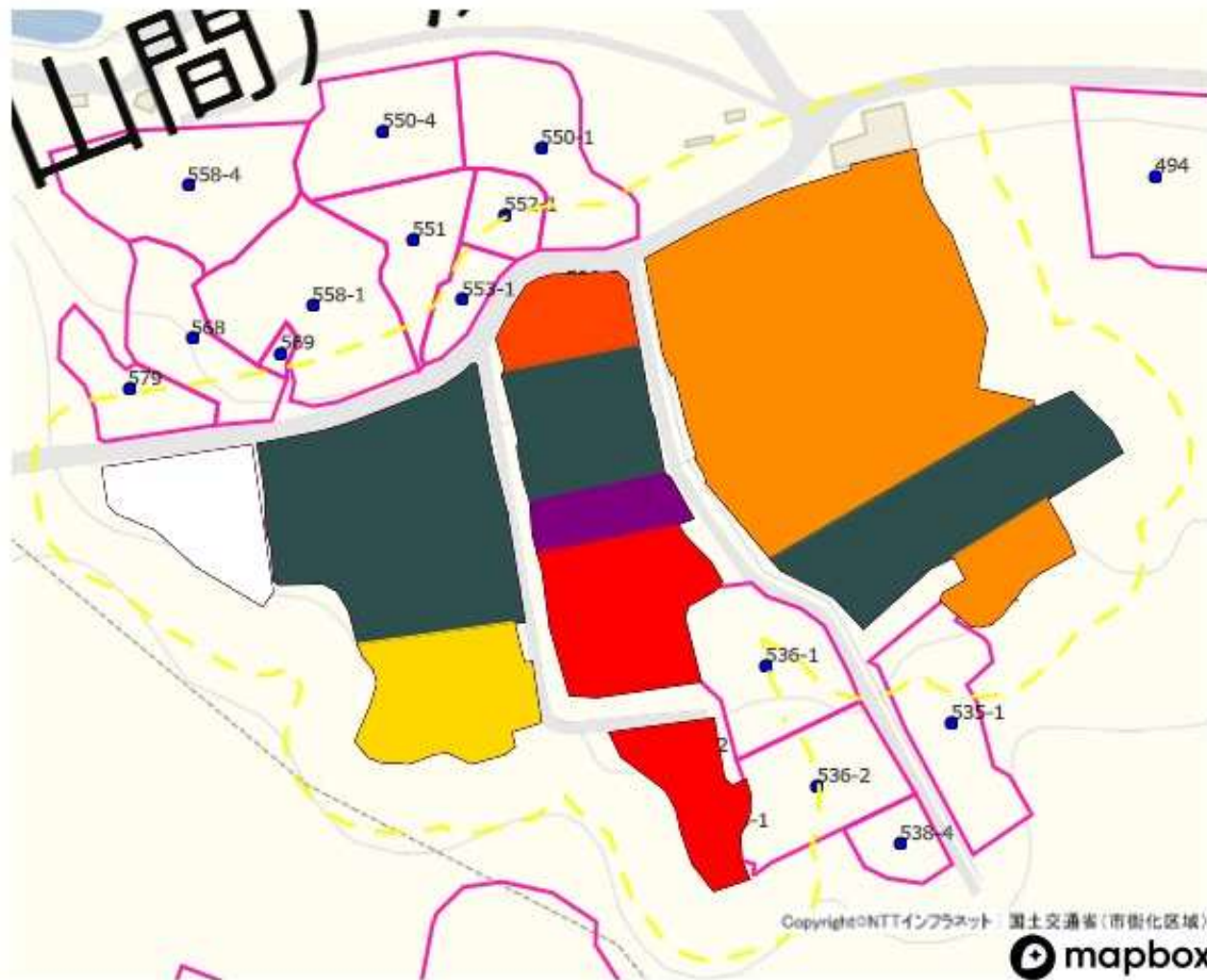
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

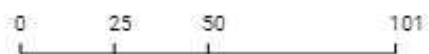


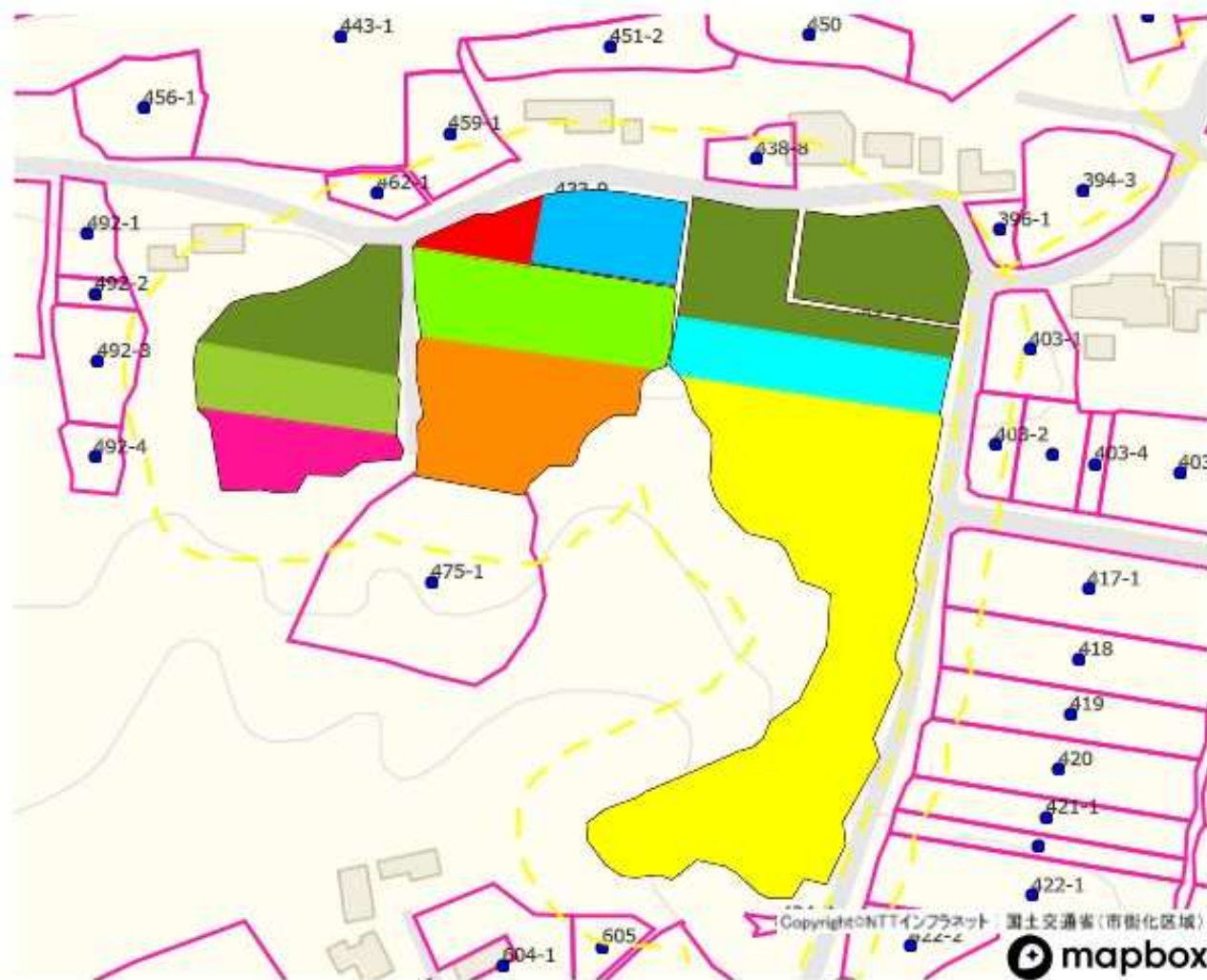
神子区

1

	1
	2
	A1
	3
	4
	5
	6

1:1926



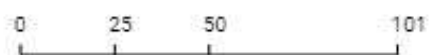


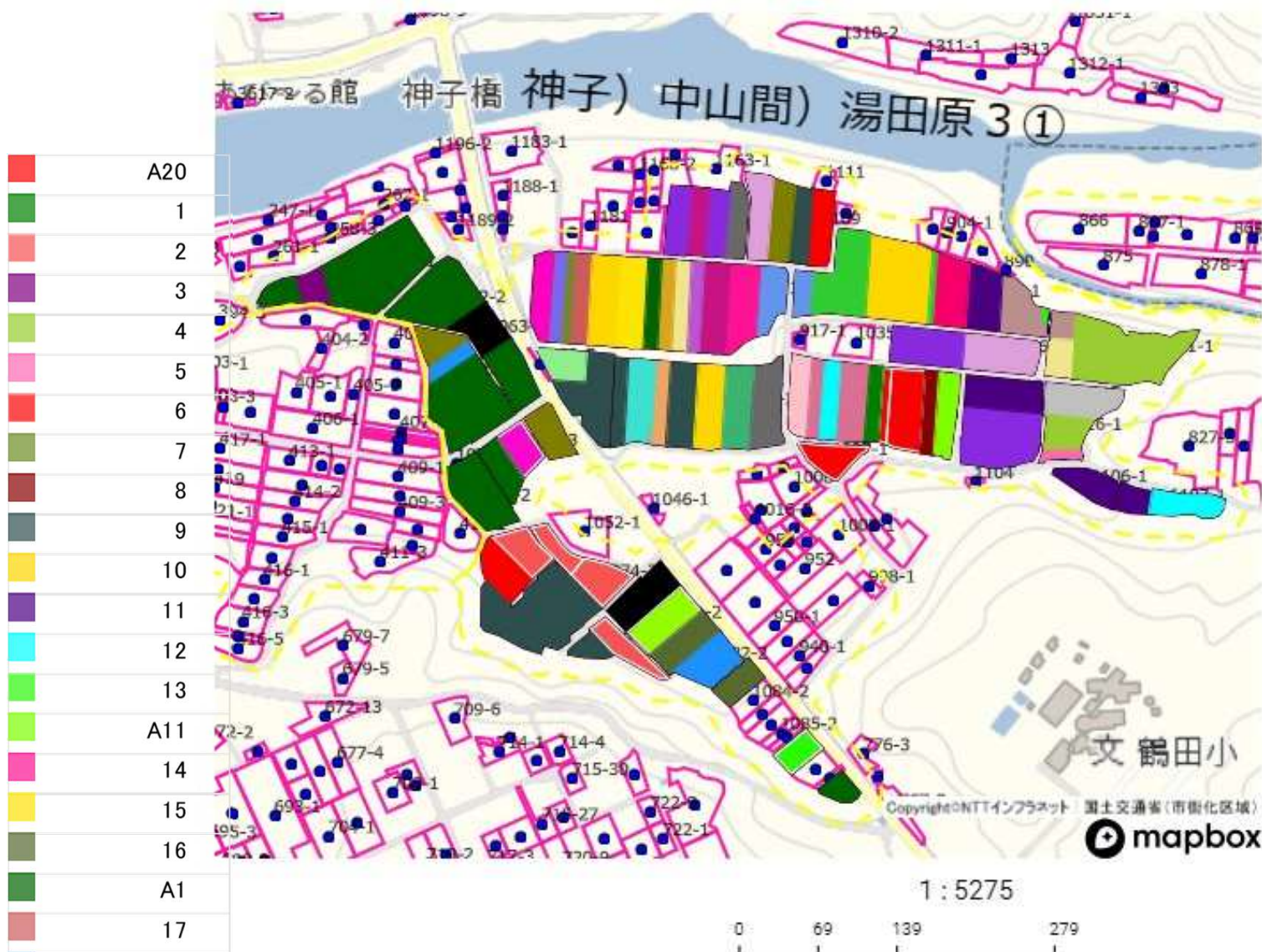
神子区

2

	1
	2
	3
	A19
	4
	5
	6
	7
	8

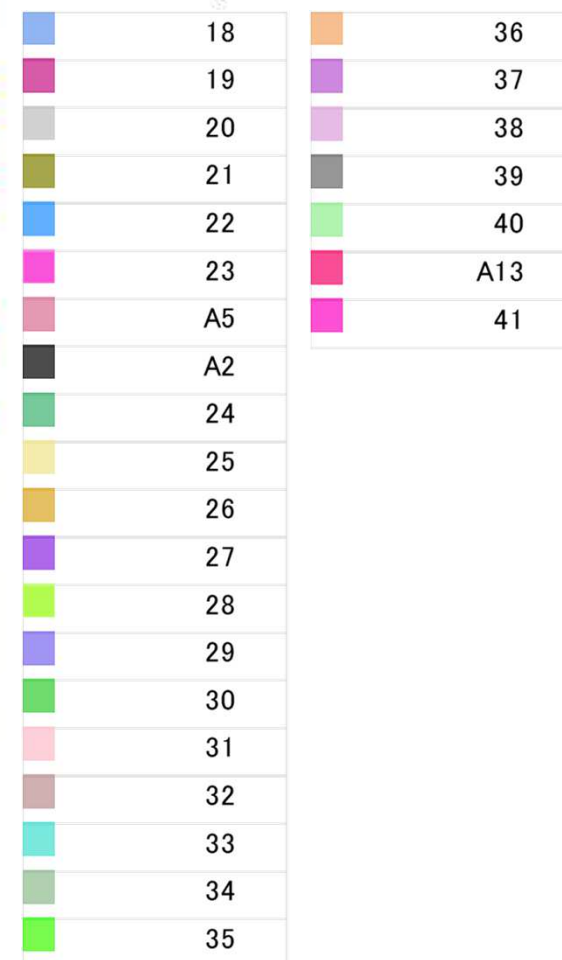
1:1916

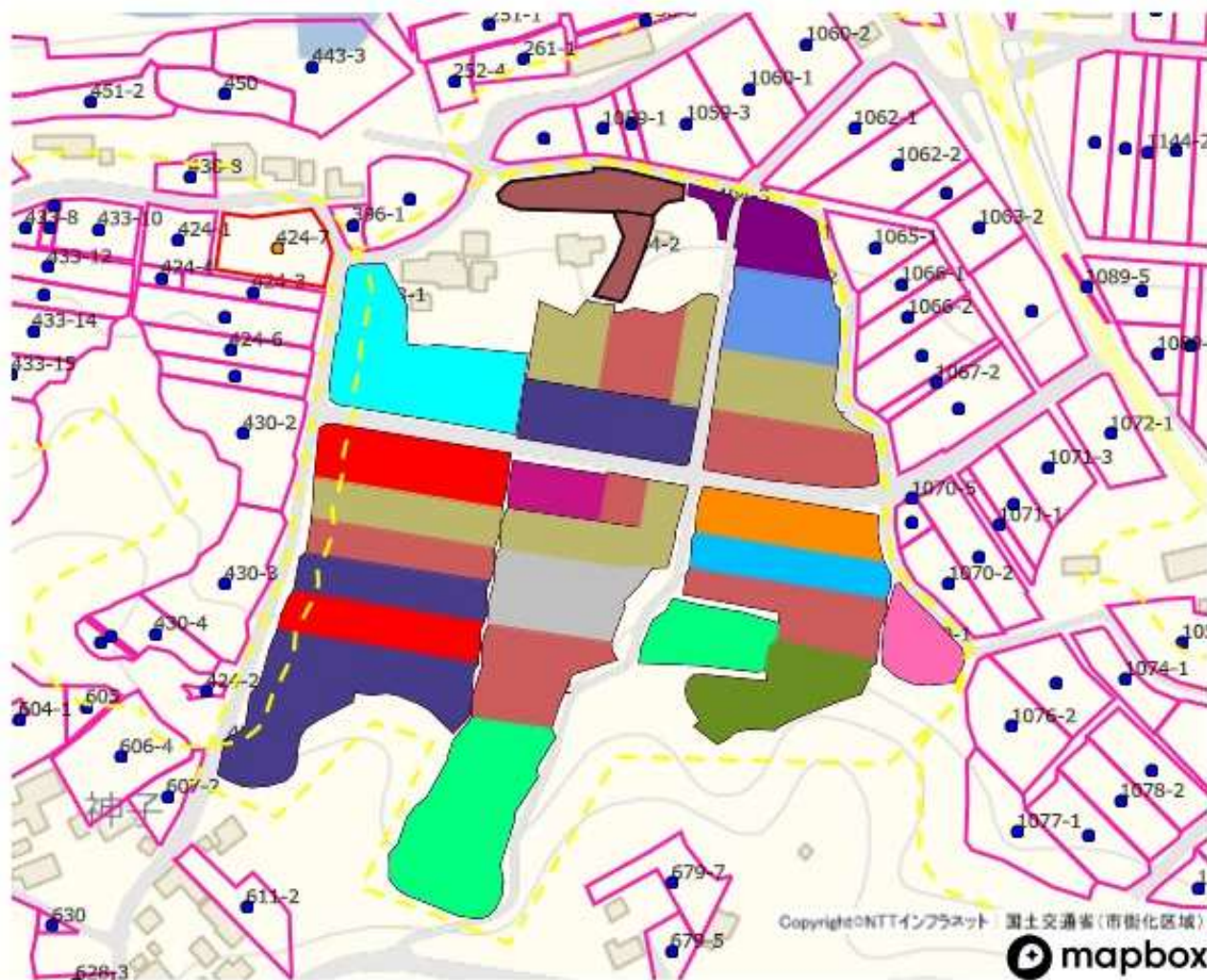




神子区

3

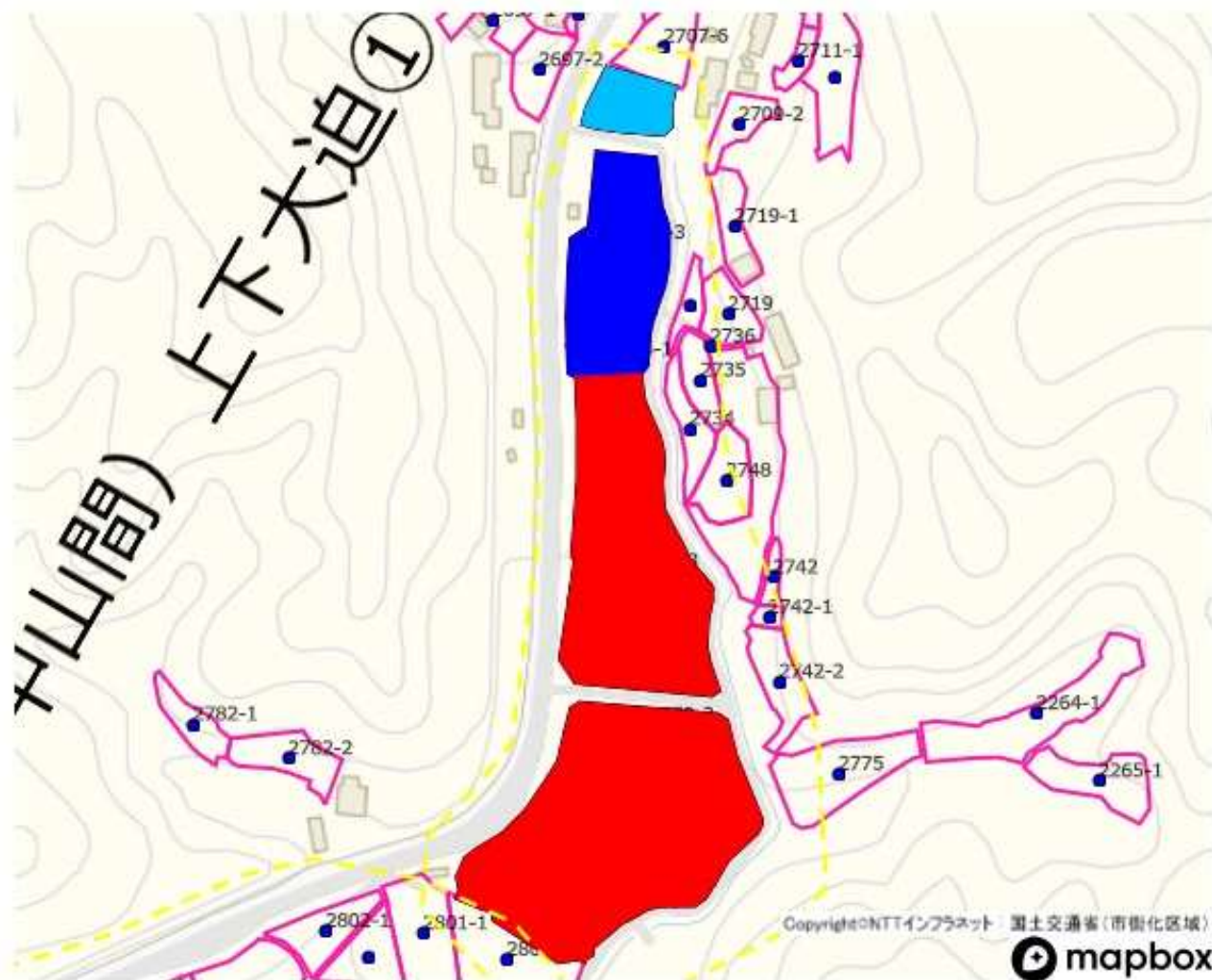




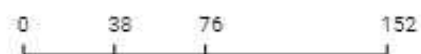
神子区

4

	1
	A20
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	A1
	8
	9
	A2
	10
	11
	12



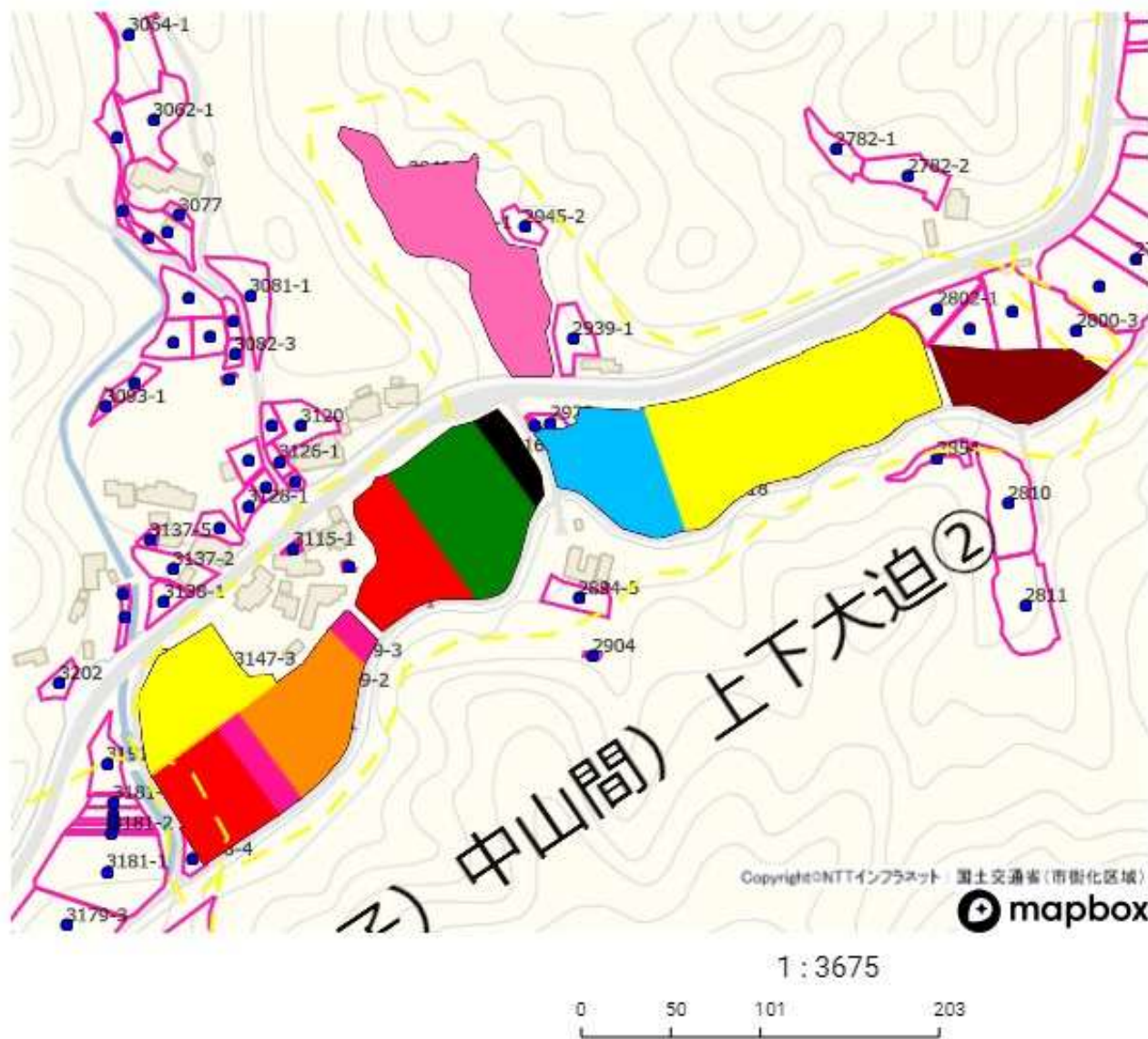
1:2980



神子区

5

	A11
	A9
	1



神子区

6

	A19
	A12
	A11
	A9
	1
	2
	3
	4
	5

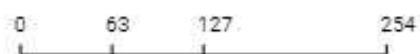


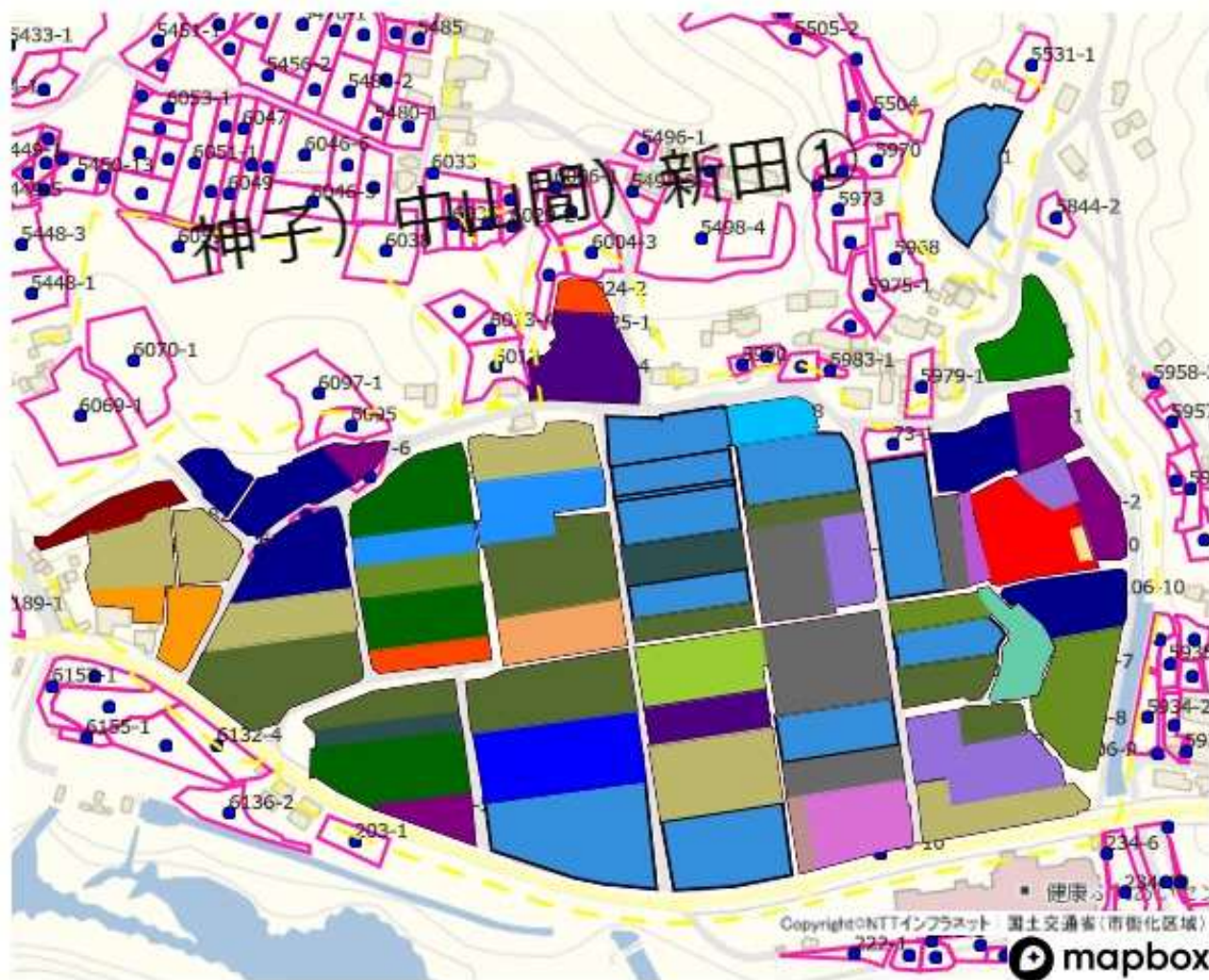
神子区

7

	1
	A19
	A12
	A9
	2
	3
	4
	5

1:4934





神子区

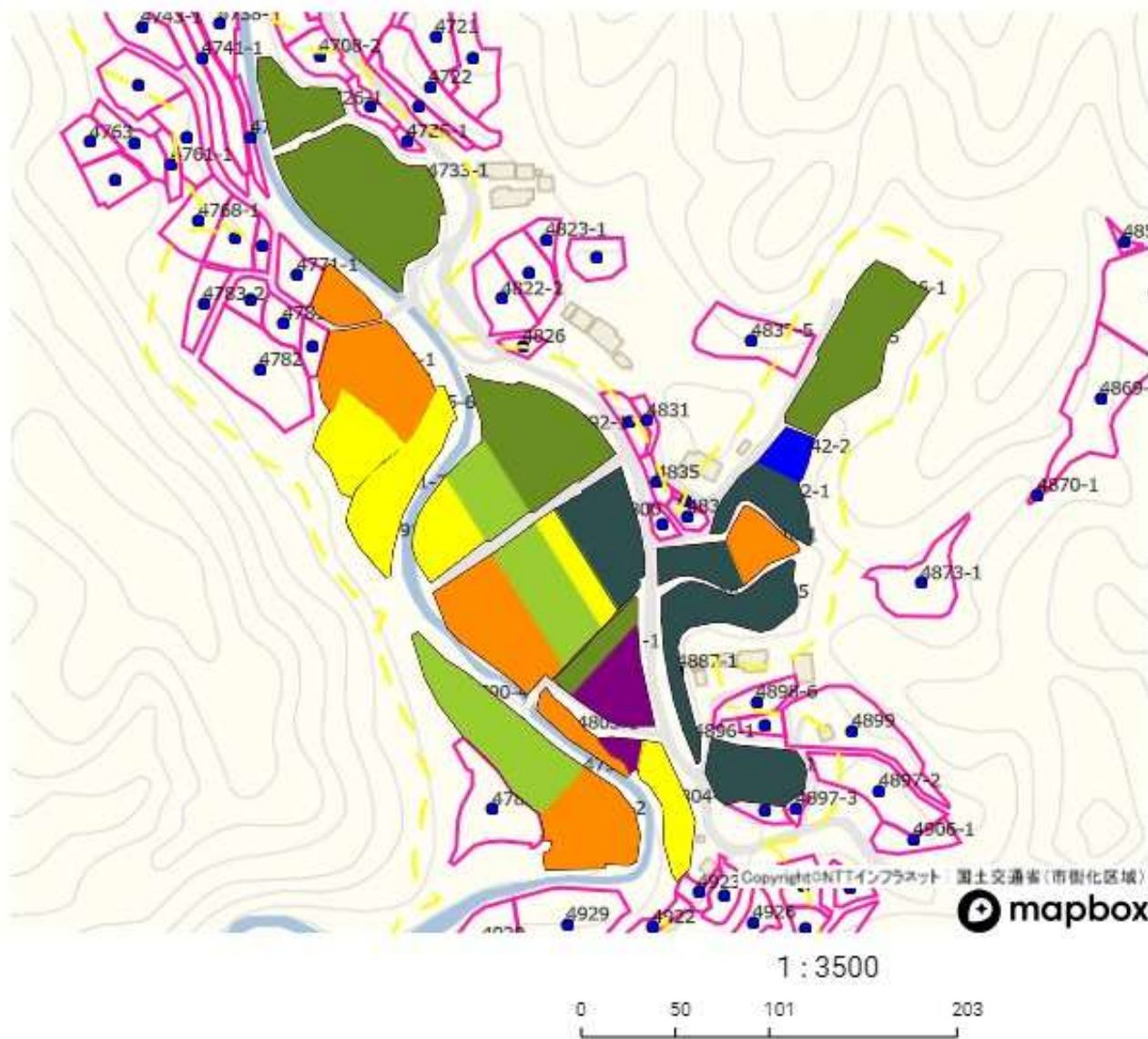
8

A4	12
1	13
2	14
A4	15
A11	16
3	A13
A1	
A3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
A5	
A6	
A15	
A2	
11	

Copyright©NTTインフラネット 国土交通省(市街化区域)
mapbox

1:4073

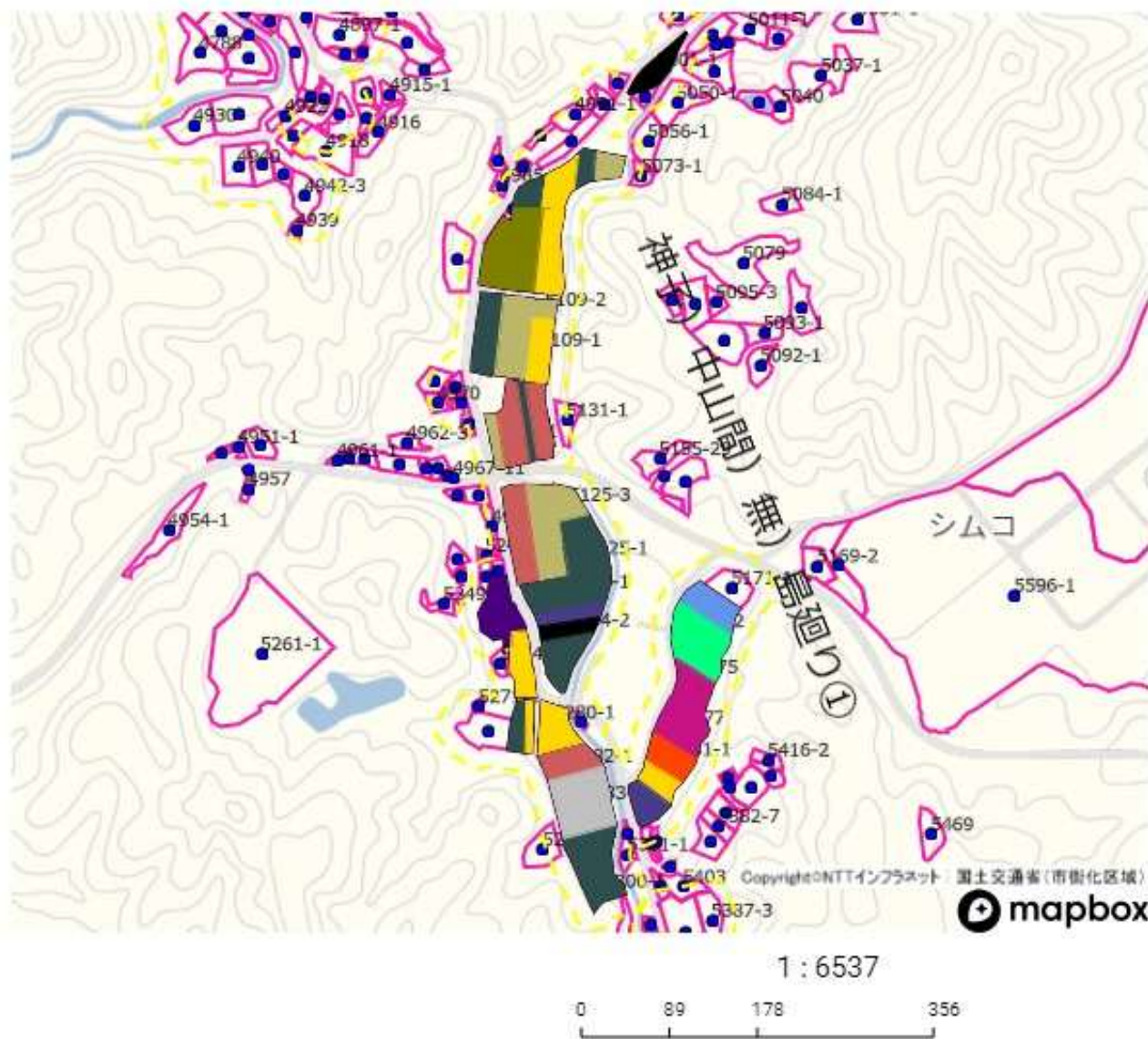
0 57 114 229



神子区

9

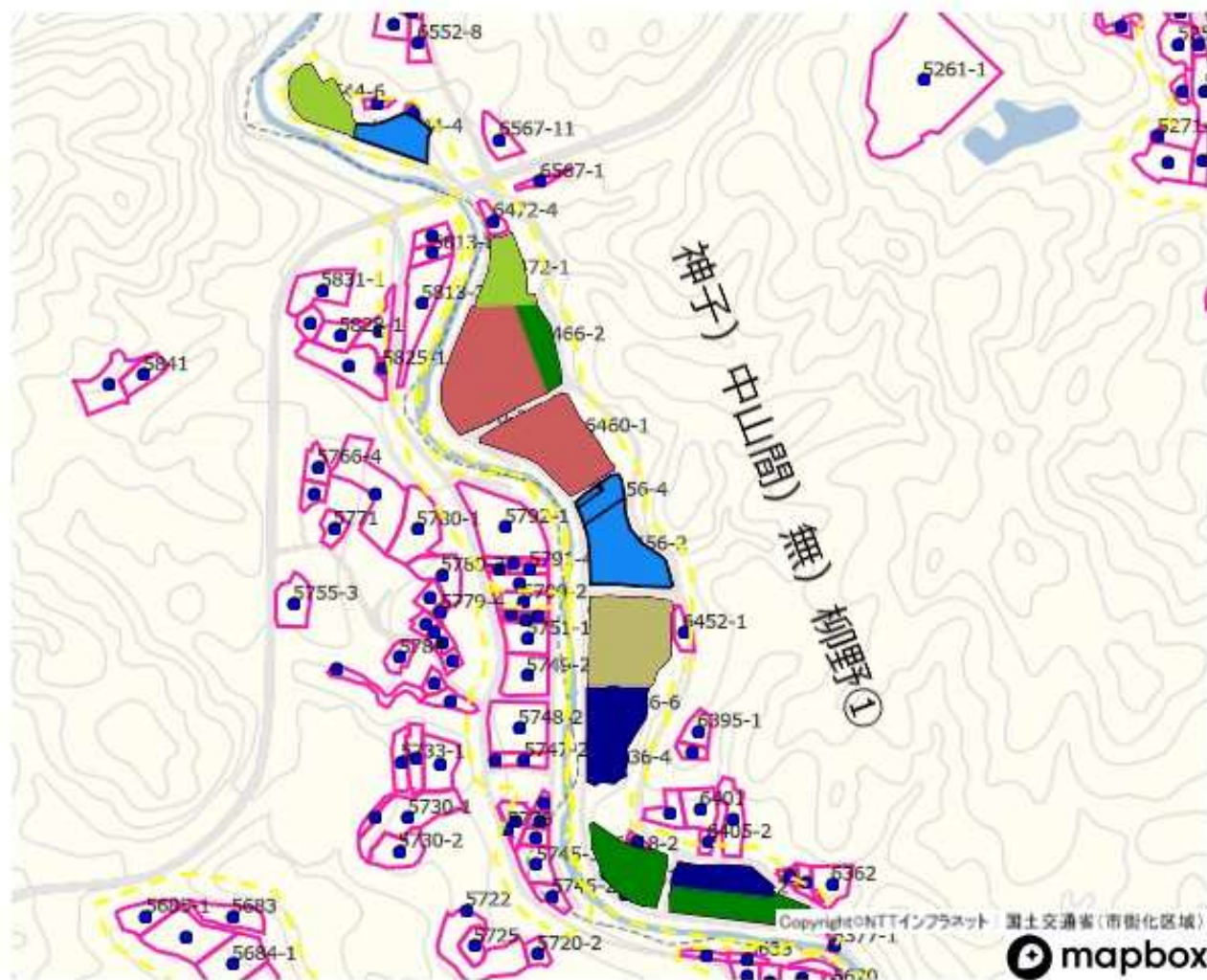
	1
	A5
	A6
	2
	A15
	3
	4



神子区

10

	1
	A12
	2
	3
	4
	A5
	A6
	5
	6
	7
	A15
	8
	9

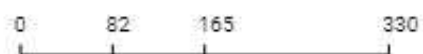


神子区

11

	A9
	A5
	1
	A21
	2
	A22

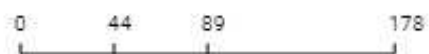
1:6374



Copyright©NTTインフラネット 国土交通省(市街化区域)
mapbox



1:3379



神子区

12

1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
A5	A5
9	9
A2	A2
10	10
11	11
12	12



神子区

13

	1
	A23
	A20
	A8
	2